

[トップへ](#)

一般社団法人海外環境協力センター

2017年度環境活動レポート

(対象期間: 2017年4月1日 ~ 2018年3月31日)



作成日：2018年12月25日

□ごあいさつ

私たちOECCは、国内外の環境開発協力に関する政策決定支援や調査研究、能力開発等を通じて、世界の持続可能な社会の実現に貢献していくことを目指しています。

OECCの成り立ちは、コンサルタントやメーカー、自治体関係機関など多様な団体からなる会員により構成されており、こうした幅広い会員間のネットワークの強みを活かし、我が国の技術や知見を動員できる強みを有しています。また開発途上国パートナーとの協働や、アジア都市間協力等の取り組み実績を踏まえ、現地の環境開発分野における諸課題への解決策を提示していく専門家集団としての立ち位置を確立してまいりました。さらに環境省及び国際協力機構（JICA）等環境開発協力を推進する政府機関はもとより、アジア開発銀行（ADB）、地球環境ファシリテーター（GEF）、国連大学（UNU）及び気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局等国際機関との協力関係を構築してきています。

OECCは、こうした活動経験を踏まえるとともに、国内外の知的ネットワークをフルに活用し、今後とも海外環境開発協力分野における我が国の中核的組織としてその役割を果たしていきたいと考えています。

このような基本方針の下、気候変動等地球環境問題への対応、水・大気環境などの地域環境問題への対応及び化学物質、資源循環・廃棄物問題への対応の3分野を中心に、事業活動を戦略的に展開していくこととしています。

近年国際社会は、持続可能な社会実現を目指す2つの大きな国際目標に合意しました。その一つは、2015年9月国連総会において採択された「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals: SDGs）です。また同年12月気候変動枠組条約第21回締約国会合（COP21）において「パリ協定」が合意され、2016年11月に発効に至っています。国際社会においては、こうした国際合意の実施、目標達成に向けた取り組みが加速しており、とりわけ開発途上国における対応能力の向上が求められてきています。

OECCに対しては、こうした世界の動向に的確に対応しつつ、問題解決に向けた提案が出来る専門家集団としての役割が益々期待されてくると思われまます。私たちOECCは、こうした期待に応えるため、しっかりと足腰を鍛え、持続可能な社会の実現に向け貢献できるよう今後とも一生懸命努めてまいりますので、皆様方のご支援、ご協力を引き続き賜りますようお願い申し上げます。

一般社団法人海外環境協力センター
理事長 竹本 和彦

環境方針

基本理念：

当センターは、地球環境が将来世代を含めた人類と全ての生命にとっての基盤であり、その保全が人類共通の重要な課題であることを認識し、国際的相互依存時代の地球環境の保全に貢献するという設立目的に則り、国際的観点から環境負荷の低減など持続可能な社会の発展と調和した環境保全活動を継続して行なうよう努めます。

1. <環境情報の収集と提供>

業務を遂行する過程で、国際的な視点での環境関連の情報の収集に努め、当センター内での情報共有とともに、これらの情報を会員を含め広く社会に還元するよう努めます。

2. <コミュニケーション>

環境保全に関わる行動について、関係者との積極的なコミュニケーションに努め、協力して環境保全行動を実施するよう連携を強化するとともに、地域社会の一員として地域の環境保全活動に参加、貢献します。

3. <環境への意識の向上>

構成員の環境に関する知見を深め、業務と個人の生活のあらゆる面において環境保全を意識し行動に結びつけることができるよう努めます。

4. <省資源・省エネルギーと3Rの推進>

事業活動にともなう資源とエネルギーの消費や廃棄物等の排出が環境への負荷を高めていることを認識し、廃棄物の排出削減を初め3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に努めるとともに省資源及び省エネルギー活動を積極的に進めます。

5. <グリーン購入>

地球環境への負荷を低減するために、「グリーン購入」により環境配慮物品を調達し業務を行ないます。

6. <法令遵守>

当センターの事業活動に係る環境関連の法規制を遵守します。

制定日：2006年10月1日

改定日：2017年10月1日

理事長 竹本 和彦

□組織の概要

更新日：2018年12月25日

- (1) 名称及び代表者名
一般社団法人海外環境協力センター
理事長 竹本 和彦
- (2) 所在地
東京都港区西新橋3-25-33 NP御成門ビル3階
- (3) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先
責任者 総務部長 稗田 靖 TEL：03-5472-0144
担当者 総務部 星野 玲子 TEL：03-5472-0144
- (4) 事業内容
環境保全に関する調査・研究等環境分野における国内外の活動

- (5) 事業の規模
事業費 7.38 億円

	本社				合計
従業員 名	43	*2018年3月現在人数			43
延べ床面積 m ²	481.8				481.8

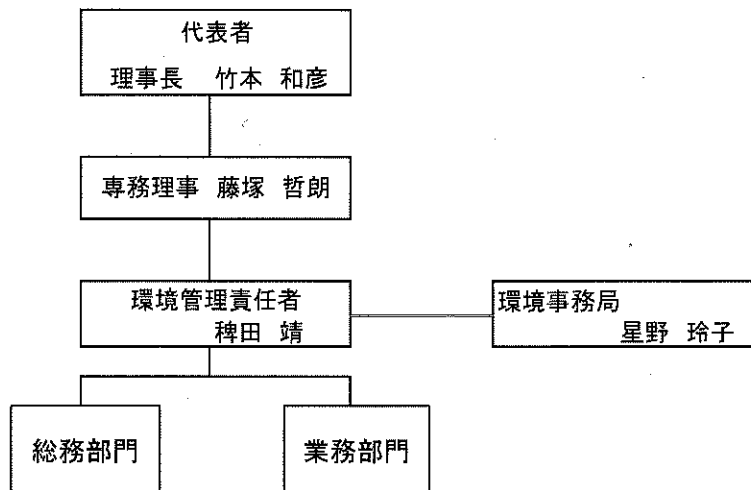
- (6) 事業年度 2017年 4月1日～2018年3月31日

□認証・登録の対象組織・活動

登録事業者名： 一般社団法人海外環境協力センター
対象事業所： 東京都港区西新橋3-25-33 NP御成門ビル3階
活動： 環境保全に関する調査・研究等環境分野における国内外の活動

□実施体制図及び役割・責任・権限表

更新日： 2018年12月25日



	役割・責任・権限
代表者(理事長)	①環境方針の承認 ②環境管理責任者の任命 ③必要な設備、費用、人材の投入の承認 ④代表者による全体評価と見直しの承認 ⑤環境レポートの承認
(専務理事)	①環境方針の策定 ②必要な設備、費用、人材の投入の実施 ③代表者による全体評価と見直しの実施
環境管理責任者	①EA21システムの確立、実施推進 ②環境負荷・取組への自己チェックの承認 ③環境関連法規の取りまとめと遵守状況の確認 ④環境目標、環境活動計画の策定と実施状況の管理
環境事務局	①環境文書・記録の作成と管理 ②環境負荷・取組への自己チェックの実施 ③緊急時対応訓練の推進 ④EA21活動の周知徹底 ⑤環境レポートの作成
総務部門	①グリーン購入 ②廃棄物等の適正処理手続き ③廃棄物、リサイクル品の分別・計量の実施 ④コピー用紙の使用量の削減の徹底 ⑤再利用可能容器、製品の選択の徹底 ⑥事務所内温度設定、不要な照明・空調など退出時の電源OFF
業務部門	①廃棄物、リサイクル品の分別・計量の実施 ②コピー用紙の使用量の削減の徹底 ③グリーン購入 ④再利用可能容器、製品の選択の徹底 ⑤事務所内温度設定、不要な照明・空調など退出時の電源OFF
全従業員	・環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

□主な環境負荷の実績

項目	単位	2015年	2016年	2017年
二酸化炭素総排出量	kg-CO ₂	-	15,549	13,813
廃棄物排出量	kg	862	752	835
一般廃棄物排出量	kg	862	752	835

※電力の二酸化炭素排出量換算値 0.486 kg-CO₂/kWh
 (東京電力エナジーパートナー(株)平成28年度実績)、2016年度:0.5kg-CO₂/kWh

□環境目標及びその実績

項目	年度	基準値 (基準年度)	2017年		2018年 (目標)	2019年 (目標)
			(目標)	(実績)		
電力による二酸化炭素削減	kg-CO ₂	15,549	14,771	13,813	13,994	13,527
	基準年比	2016年	95%	89%	90%	87%
上記二酸化炭素排出量合計	kg-CO ₂	15,549	14,771	13,813	13,994	13,527
一般廃棄物の削減	kg	752	752	835	750	750
	基準年比	2016年	100%	111%	100%	100%
グリーン購入の推進 *特定調達品目	%	-	100%	100%	100%	100%

□環境活動計画及び取組結果とその評価、次年度の取組内容

数値目標:○達成 ×未達成

活動:○よくできた △さらに取組が必要 ×全くできなかった

取組み計画	達成状況	取組結果とその評価、次年度の取組内容
電力による二酸化炭素削減		
数値目標		事務所内照明とコンセント使用料のみのデータではあるが、2016年度を基準年として目標を立てて取り組んだ。ビル管理上の理由で、空調使用電力量についてはデータ取得不能だが、温度設定管理や服装の調節等を通じて取り組んだ結果、一定の成果が得られた。今後もこれらの取組みについて継続する。
・不要な照明の消灯	○	
・PC、コピー機の等のOA機器の省電力設定	○	
・空調温度の適正化(冷房28℃ 暖房20℃)	○	
・ブラインドの利用等による室温調整	○	
・クールビズ、ウォームビズの取組み	○	
一般廃棄物の削減		
数値目標		基準年比83kg増 一般廃棄物は、主として職員の昼食に伴う排出物が中心であり、削減に向けた意識付けに努める。
・分別回収ボックスの適正配置等、ごみの分別徹底	○	
・シュレッダー処理紙のリサイクルに努める	○	
・マニフェストをもとに廃棄物の適正な処理	○	
グリーン購入の推進 *特定調達品目		
数値目標	○	文房具及びコピー用紙の購入では、環境ラベルの認定の確認が定着してきており、業務上の必要がある場合を除き、グリーン商品の購入が行われている。
・環境ラベル認定等製品の優先的な購入	○	
・紙の再生紙または未利用繊維への転換	○	
社会貢献		
・本業を通じた環境活動の展開	○	温室効果ガスの削減に資する活動(COPやJCM展開支援等)について、組織として積極的に関与している。

□環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

法的義務を受ける主な環境関連法規制は次の通りである。

適用される法規制	適用される事項（施設・物質・事業活動等）
廃棄物処理法	・ 廃棄物の減量 ・ 適正な処理
消防法	・ 防火管理者の定め、消火、通報、避難訓練の実施
家電リサイクル法	・ 特定家庭用機器をなるべく長期間使用 ・ 再商品化に必要な料金の支払い
小型家電リサイクル法	・ 小型電子機器等の分別排出 ・ 認定を受けた業者による再資源化
グリーン購入法	・ できる限り環境物品等を選択するよう努める *特定調達品目は100%

環境関連法規制等の遵守状況の評価の結果、環境関連法規制等は遵守されていました。

□緊急事態対応訓練

緊急事態の想定：火災・地震	
■実施日： 2017年9月8日	■実施場所：所内および避難路（内外階段）
■参加者： 役職員28名	■実施内容：避難経路、避難先の確認 災害時連絡手段の確認
■評価：	所内における事業活動中における緊急事態として、火災および地震を想定し、避難経路・避難先と連絡手段の確認を実施した。また、徒歩による帰宅経路の登録更新により、各職員に緊急時の行動について確認した。

□代表者による全体の評価と見直し

実施日： 2018.12.25

<p>【前回の指示への取組結果】 節電、廃棄物及び資源の分別回収、グリーン購入については職員が意識を持って取り組み、成果につながっている。本来業務についても引き続き、持続可能な社会の発展に向けて一定程度の貢献ができた。</p>	
<p><情報></p> <p>◇自社を取り巻く環境問題の変化 温室効果ガスの削減に資する活動(COPやJCM展開支援等)については、組織として引き続き積極的に関与している。</p> <p>◇環境目標・活動計画の達成状況 缶、ビン、ペットボトル等については、分別回収により全てリサイクルされており、品目により若干の増減はあるが前年度同様の排出水準となっている。 一方、紙は上半期に雑誌類を整理した影響により大幅に排出量が増加した。しかし、紙類も分別排出してリサイクルされている。 また、一般廃棄物については前年比1割増となったが、主として職員個人の飲食(昼食)に伴う排出が中心であり、廃棄物削減に向けた意識付けに努める必要がある。 本来業務への取組と同様に、今後も環境負荷低減を踏まえた廃棄物削減及びリサイクル促進に向けた啓発に努める。</p>	<p><見直し・指示></p> <p>◇環境方針 「カーボン・オフセットの実施」については、普及啓発活動の受託事業が終了した事及び会議・イベント等におけるCO2排出削減については、オフセットではなく実排出量の削減に取り組むようにした事から削除した。</p> <p>◇環境目標・活動計画 一般廃棄物については、職員への啓発を通じた削減の意識付けを行う。管理について配慮する。紙、缶、ビン、ペットボトルについては、引き続き分別回収によるリサイクルの取り組みを通じた管理に努める。 特に事業活動に伴う環境負荷について、環境方針を念頭に本来業務同様の意識で取り組むように啓発する。</p>
◇その他	◇その他
<p>【今回の評価結果と今後の経営視点】 新理事長の下、事業戦略の検討が進められ、持続可能な社会の発展に資する業務が展開されると共に、エコアクション21の取り組みについても計画に基づいた継続的な推進が求められている事に留意する。</p>	

□本来業務についての取組

(1) 二国間クレジット制度 (Joint Crediting Mechanism : JCM) に関する国際的な市場メカニズムの活用に向けた情報収集・提供

- ・二国間クレジット制度 (JCM) の活用等を通じた温暖化対策の取組を行う政府及び民間事業者による取組に資することを目的とし、主要な途上国等の動向及び国際炭素市場等の状況について情報収集を行うとともに、我が国政府の施策内容や国内民間事業者の取組の情報発信及び事業者向け相談支援を実施した。

(2) JCM 案件発掘・組成にかかる取組

- ・カンボジア、バングラデシュ、ベトナム、モンゴル、ミャンマー、ラオスにおいて JCM の案件発掘・形成を行い、緩和技術 (省エネや再エネ等) ニーズの掘り起こし及びそれに応えられる内外企業等の選定・マッチング等を行い、発掘した案件の JCM プロジェクト化の作業を推進。また、第三者機関による妥当性確認・検証を実施するための支援業務を実施した。

(3) アジア太平洋地域における COP23 準備ワークショップの開催

- ・各国が国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 締約国会議に提出した「国としての自主的な緩和行動」 (Intended Nationally Determined Contribution: INDC) の実施準備について議論を行うため、フィジー・スバにおいてアジア太平洋地域における COP23 準備ワークショップを環境省、外務省、フィジー政府、豪州外務・貿易省と合同で開催した。

(4) 「コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ」の立ち上げに向けた取組

- ・2017年の COP23 にて設立した「日本の気候変動対策支援イニシアティブ 2017」におけるイノベーション創出 (コ・イノベーション) に向けた「コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ」の本格始動の準備のため、関係各国および機関とスコーピング会合を開催。この結果を踏まえたパイロット事業計画案を策定した。

(5) 災害に強い環境インフラの海外展開に関する調査検討およびセミナー開催支援

- ・我が国の優れた分散型污水处理設備であり、災害対応力も高い浄化槽システムの海外展開を促進するためのテクニカルセミナーをインド、ベトナム、ミャンマーの3カ国で実施するとともに、海外における污水处理に関する現地調査をインド、ベトナム、ミャンマーの3カ国で実施した。また、浄化槽に関する基礎調査を行うことで、浄化槽の輸出戦略の素案を作成した。

(6) 化学物質管理に関する国際連携推進

- ・国際的な化学物質対策についての国内関係者の理解・対処能力の向上と、諸外国の関係者との相互理解の向上による国際調和に向けた取組の加速化を目的として設置した「化学物質国際対応ネットワーク」を運営し、事務局として、参加団体の募集、幹事会の開催、国際対応ワークショップ・セミナーの開催、インターネットを通じた諸外国規制等の情報発信、参加団体間の情報交換のためのウェブサイトの運営・管理等を行った。また、アジア地域の化学物質管理及び PRTR 制度の動向について国内及び現地にて情報を収集するとともに、ベトナム及びインドネシアを対象に化学物質対策の実務者向け講習の開催支援等を行った。

(7) ASEAN 地域諸国における環境インフラ普及調査

- ・環境省が 2017 年 7 月に策定した「環境インフラ海外展開基本戦略」の主要施策の一つである「ジャパン環境ウィーク」の第 1 回目をミャンマーにおいて開催し、わが国の環境インフラ技術に関する取組および技術を途上国に広め、ASEAN 加盟途上国の SDGs 達成に寄与すべく、ミャンマー政府との第一回目の二国間政策対話、廃棄物管理に関するワークショップ、環境インフラ技術に関するセミナー開催支援等を行った。